**運営指導における主な指導事項等**

**【指導事項】(改善報告書の提出を求めるもの)** （R7年度版）

|  |
| --- |
| **<施行条例・基準省令（予防）>****居宅サービス計画に沿ったサービスの提供**（条例第１７条　省令第１６条）○　居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスを提供してください。**指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針**（条例第５２４条　省令第８６条）〇　介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行ってください。**訪問リハビリテーション計画の作成**（条例第８６条　省令第８１条）〇　訪問リハビリテーション計画には、リハビリテーション終了の目安・時期　も記載してください。**<告　示>****短期集中リハビリテーション実施加算**○　短期集中リハビリテーション実施加算について、退院（所）日又は認定日から起算して３月以内の期間に、１週につきおおむね２日以上、１日当たり２０分以上実施してください。**事業所の医師が計画作成に係る診療を行わなかった場合の取扱い**〇　事業所の医師が診療を行っていない利用者に対しての減算をしていない事例があったので改善してください。**移行支援加算**〇　移行支援加算の算定に当たっては、次の算定要件について注意してください。・　評価対象期間において、訪問リハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が5/100を超えていること。・　評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションを終了した日から起算して14日以降44日以内に理学療法士等が、通所介護等の実施状況を確認し記録すること。・　訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。・　１２月を事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が25/100以上で　あること。　　12月／事業所の利用者の平均利用月数 ≧ 25/100　　　　　　　└　 評価価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計  　　　　　　　　　評価対象期間の（新規利用者数＋新規終了者数）÷２ |

**【注意事項】(改善報告書の提出を求めないもの)**

|  |
| --- |
| ○　重要事項説明書のリハビリテーションマネジメント加算イ、ロについて、算定し得る加算を明示してください。〇　重要事項説明書について、「事業の実施地域」を「通常の事業の実施地域」としてください。〇　重要事項説明書について、「事故発生時の対応」を記載してください。○　運営規程について、重要事項説明書に記載されている「交通費」及び「複写物サービス」などのその他のサービスに係る費用の額について規定してください。 |

**施行条例：介護保険法施行条例**

**基準省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**

 **（予防）：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**

**告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**